スポーツ科学研究, 16, 33-48, 2019 年

“現代的なリズムのダンス”授業における教授方略に関する研究
―指導案と学習指導要領の再検討から―

Study on teaching strategies in the class of modern rhythm dance:
Reexamination of the teachers guide and courses of study

望月拓実 [1),]作野誠一 [2)]
国際武道大学 [1)]
早稲田大学 [2)]
Takumi Mochizuki [1)], Seiichi Sakuno [2)]
[1)] International Budo University[1)]
[2)] Waseda university[2)]

キーワード:現代的なリズムのダンス，教授方略，学習指導要領
Key words: modern rhythm dance, teaching strategy, course of study

【抄 録】

本研究の目的は,中学校学習指導要領および中学校学習指導要領保健体育編に示されている“現代的なリズムのダンス”授業に関する解釈を整理し問題点を明らかにした上で,新たな教授方略を提案することである.はじめに,教授方略に関する先行研究と同学習指導要領解説に示されている内容とを照らし合わせ,現在の教授方略の分類及び問題点を検討した.その結果「自由に踊る」という部分に対する解釈は「模倣・組み合わせ型」「模倣・変化型」「相互模倣型」「組み合わせ型」の4つに分類された.過去の研究をふまえ改善すべき部分として,ヒップホップの歴史的背景やステップの持つ意味,創作の可能性に関して言及している実践例や研究が存在していない点があった.本論文では,学習指導要領に示されている「自由に踊る」「踊りの由来」「動きの名称」に着目して,ヒップホップの学習を深める新たな教授方略を提案する.

【Abstract】

The purpose of study is to clarify the problems related to modern rhythm dance classes and to propose new teaching strategies. First, we compared the previous research on teaching strategies and the contents shown in the course of study. We examined the classification and problems of the current teaching strategies. As a result, it was possible to classify the interpretation for the part of "freely dancing" into "Imitation / Combination type" "Imitation / Change type" "Mutual imitation type" "Combination type". As a part to improve based on the past study, there are some cases and studies not mentioning the historical background of HIPHOP, the meaning of step, the possibility of creation. In this paper, focusing on "freely dancing", "Origin of dancing" and "Name of movement" shown in the course of study, we propose a new teaching strategy to deepen HIPHOP learning.

スポーツ科学研究, 16, 33-48, 2019 年, 受付日:2017 年 9 月 29 日, 受理日:2019 年 9 月 3 日
連絡先:望月拓実 国際武道大学 299-5224 千葉県勝浦市新官 841
m.takumi@budo-u.ac.jp

Ⅰ.緒　言

中学校学習指導要領の改訂(文部科学省, 2008)に伴い,中学校体育においてダンスが必修化された.ダンスは1989年の学習指導要領改訂により,男女共修となった.また1999年の学習指導要領改訂により,従来の「創作ダンス」「フォークダンス」に加えて新しく「現代的なリズムのダンス」が導入された.

“現代的なリズムのダンス”は,「ロックやヒップホップなどの現代的なリズムの曲で踊るダンスを示しており,リズムの特徴をとらえ,変化のある動きを組み合わせて,リズムに乗って体幹部(重心部)を中心に全身で自由に弾んで踊ること」(文部科学省, 2008 p.116)と定義されている.また, “現代的なリズムのダンス”は3つのダンスの内,採択率が最も高く(中村, 2010),生徒からの人気がある(Benesse, 2012).一方,流行の歌手やダンスを用いたプロモーションビデオをそのまま丸写しさせる授業を実施している実態が指摘されている(中村, 2012).そのため,学習目標に到達する授業が行われていないという教授方略[1)]上の問題が指摘されている(中村, 2012).学習目標に到達する授業が行われていない状態である背景として,教師が生徒に対し自由に踊ってもよいとアドバイスをしても,どのように踊ればよいかわからないという指摘がある(淺野ら, 2011).また,リズムの特徴を捉えることやリズムに乗って全身で踊ることなど指導内容が示されてはいるものの,教師にとっても指導内容の具体性が欠けているためイメージすることが難しいことも指摘されている (宮本ら, 2012).つまり,創作ダンスやフォークダンスと比較して学習目標に対応した教授方略が定まっていないと推測される[2)].

前述した教授方略上の問題を受け,これまで“現代的なリズムのダンス”に関する研究の現状が整理されてきた(松尾ら, 2013;大西ら, 2016).これらの研究では,過去の関連研究を網羅的に整理しており,一定の傾向[3)]があることを示唆している.しかし,いずれの研究においても「包括的に確認」(大西ら, 2016, p.36)することや「その動向について検討」(松尾ら, 2013, p.14)することに留まっている.また,過去の研究を整理するうえで重要な視点となる学習指導要領および学習指導要領解説の検討においては,「技能」部分に対する言及が多く,「態度」「知識,思考・判断」に対する言及が不足している.ここにも,議論の余地があるといえよう.

2012 年のダンス必修化後, “現代的なリズムのダンス”は最も採択されているダンスでありながら,創作ダンスやフォークダンスよりも多くの問題が指摘されている.しかし,2017 年 3 月に告示された新学習指導要領においても,ダンスに関する記述にほとんど変更がない.ゆえに,現行学習指導要領をふまえた教授方略の検討は,現場の体育教師に対するメルクマールとなる実践的価値およびこれまでのダンス授業研究の潮流を再整理する学問的価値があるといえる.

以上の背景をふまえ,本研究の目的は,中学校学習指導要領及び学習指導要領解説保健体育編に示されている“現代的なリズムのダンス”授業に関する解釈を整理し問題点を明らかにした上で,新たな教授方略を提案することとした.

Ⅱ.先行研究の検討

1. “現代的なリズムのダンス”の定義と研究動向

緒言で述べた通り,「約 50 年続いた『創作ダンス』『フォークダンス』の 2 本立てに加えて新たに創作学習型としての『現代的なリズムのダンス』が導入された」(中村, 2013, p.39)背景があり,創作ダンスやフォークダンスと比較すると歴史が浅い.ゆえに, “現代的なリズムのダンス”とは何かという明確な定義自体も曖昧になっている部分があると考えられる.そこで,まず“現代的なリズムのダンス”の定義を確認する.なお,本研究では“現代的なリズムのダンス”の定義について,村田ら(2004)を参考にすることとした.その理由として,村田ら(2004)は,理論的前提として学習指導要領におけるダンスの導入の背景及び名称,音楽としての特性と運動としての特性を明らかにしており,女子体育連盟の理事長として学校体育のダンスを長年研究していることが挙げられる.そして,松尾ら(2013),大西ら(2016)による“現代的なリズムのダンス”の研究動向の整理から,本研究で取り扱う“現代的なリズムのダンス”とは何かを明らかにする.

1) 村田ら(2004)による"現代的なリズムのダンス"の定義

"現代的なリズムのダンス"は,学習指導要領改訂に伴う選択制・男女共修進展などダンス学習の多様化によって,創作ダンスのみが主内容である実態を見直すことがきっかけで導入された.結果として,フォークダンスが主内容に戻り,創作ダンスとフォークダンスを除いた「その他のダンス」を取り扱ってよいこととなった.「その他のダンス」には,社交ダンスやジャズダンスが挙げられ,その中に"現代的なリズムのダンス"も含まれている.改訂当時,常に変化し続ける現代的な音楽やダンスに柔軟に対応するために「現代的な」という表現が用いられた.

さらに,村田ら(2004)は音楽としての特性と運動としての特性から"現代的なリズムのダンス"とは何かを説明している.現代的なリズムが指し示す音楽の範囲は,1950 年代以降に生まれた 8 ビートを基調とした音楽を指しており,メロディーよりもビートを主導としてリズムを取ることを特徴としている.実際には,現代的なリズムの特徴であるアフタービート(裏打ち)や,サンバにおけるシンコペーション双方に共通するリズムへの乗り方の特徴として「黒人のリズム」(村田ら, 2004, p.24)の基礎となる体幹の連動によるリズムとリズムの崩しを駆使した動きが用いられていることを述べている.

2) 松尾ら(2013)からみる"現代的なリズムのダンス"の研究動向

松尾ら(2013)は,長年学校体育におけるダンスの実践と理論の研究が蓄積されている『女子体育』誌を分析対象として,男女共修改訂後の 1989 年から"現代的なリズムのダンス"が男女必修化となる 2012 年までの 24 年間の動向を整理した(表 1).整理方法としては,相馬(2011)の分類を参考に「学習指導要領の改訂」「ダンス領域全体の理論」「授業実践(小学校)」「授業実践(中学校)」「授業実践(高等学校)」「その他(短大・大学・一般等)」に分類し,改訂を契機とした変化を探るために「共修後」5 年,「導入前」6 年,「導入後」5 年,「必修前」5 年,「必修後」3 年とおよそ 5 年ごとに分けて検討している.

表 1 『女子体育』誌におけるリズムダンス・"現代的なリズムのダンス"に関する記述件数(松尾ら, 2013 をもとに筆者作成)

件数(%)

	第1期 共修後 H元～5	第2期 導入前 ～H11	第3期 導入後 ～H16	第4期 必修前 ～H21	第5期 必修後 ～H24	計
学習指導要領の改訂に関する記事	—	5	—	5	1	11(8.0)
ダンス領域全体の理論に関する記事	—	2	2	9	8	21(15.3)
授業実践に関する記事①小学校	—	2	7	6	18	33(24.1)
授業実践に関する記事②中学校	2	3	7	8	12	32(23.4)
授業実践に関する記事③高等学校	—	5	5	6	2	18(13.1)
その他(短大・大学・一般等)	—	5	6	10	2	22(16.1)
計	2	22	27	44	43	137(100)

松尾ら(2013)は,分類結果を受けて以下に示す二点の動向を示した.

第一に,中学校期の授業実践が最も多く,研究の中心であることが明らかとなった.小学校期や高等学校と比較して多いという事実は,"現代的なリズムのダンス"において指導する内容が定まっていないことに加え,必修化による早急な課題解決が求められている現状がうかがえる.

第二に共修後から必修後に至る現在まで学習指導要領解説において用いられているヒップホップという言葉の解釈が多様なままであるなど解釈が定まっていないことが明らかとなった.第二期において「この時期すでに用語の用い方について,

混乱が見受けられる」(松尾ら, 2013, p.16)と指摘したうえで,第三期,第四期,第五期においても同様の指摘をしている.多くの授業実践の中で一貫して用いられているヒップホップという言葉であるが,適切な解釈がされておらず,音楽なのかダンスなのかが必修後まで曖昧になっている現状が示されている.

また,分類ごとの動向として“現代的なリズムのダンス”の内容の解釈が変容していることも明らかとなった.導入期まではストリートダンスなどの規定のステップを習得する方法がみられる.導入後も「学習指導要領解説が示す自由な運動学習」と「定型の運動習得学習」(中村, 2012, p.21)という二つの対立関係が続き,指導内容は混乱が続いている.そして,必修化前から必修化後に至る中で,「自由な運動学習」において教師がリードできる簡単な模倣の動きが追加された.また,定型の運動習得学習においてもステップを組み合わせる中で自由性を求める実践など二つの運動学習内容が近づいている.

分類ごとの動向を概観すると,“現代的なリズムのダンス”が登場して間もない時期は指導内容がまったく確立されておらず,ひとまず既存の動きを模倣する流れがあったことがわかる.その後,自由と定型という二つの指導方法が対立し,いよいよ必修化となる時点で二つの運動学習内容がそれぞれ持つ特徴を取り入れ始めていると考えられる.

3) 大西ら(2016)からみる“現代的なリズムのダンス”の研究動向

大西ら(2016)は,“現代的なリズムのダンス”が学習指導要領に記載されてからの文献を対象としているため,松尾ら(2013)と比較した場合対象期間が短い.しかし,対象とする文献範囲は,松尾ら(2013)が対象とした『女子体育』以外にも『比較舞踊研究』や『舞踊學』,『体育科教育』や『体育授業研究』まで広範囲に及ぶレビューを行っている.その結果,リズム系ダンスの実践的研究には大きく3つの特徴があることを述べている.第一に既存の動きや振付[4)]を取り上げる教授方略であり,第二に即興的で自由な動きや振付をとりあげる教授方略であり,第三に既存の動きや振付を創作する[5)]教授方略である.そして,前述した3つの教授方略には意見の対立があり,学習指導要領及び学習指導要領解説に記載されている「技能」の部分をどう解釈するかによって指導内容に違いがみられることを言及している.具体的には,「自由に」という文言をどう解釈するかによって教授方略が異なっていることに触れたうえで,運動文化財としてどうダンスを捉えるかによって差異が生じているのではないかと考察を行っている.

4) 小括

村田ら(2004)の定義する“現代的なリズムのダンス”では,現代的なリズムの音楽に合わせ,黒人の体の使い方を用いて踊る方法が示されている.ゆえに,松尾ら(2013)の研究でヒップホップという言葉の解釈が曖昧になっている問題については,「音楽」と捉えることが適切であるといえる.以上の解釈をふまえると,動きとしてヒップホップダンスなどで用いられるストリート系ダンスのステップを使う旨は学習指導要領及び学習指導要領解説に記載されてはいない.ただし,学習指導要領に記載されているサンバやロック,ヒップホップなど現代的なリズムの音楽に共通した特徴としてメロディーよりもリズム・ビートが主導的な役割を担っていることが指摘されている(湯浅, 1996).そして,リズム・ビート主体の音楽は「そのほとんどが西アフリカの黒人音楽を起源とし」ており,「リズムダンスのルーツが黒人のリズムにある」(村田ら, 2004, p.24)という指摘がある.これら二つの指摘をふまえると,黒人のリズムを用いた体幹の動きがはじめから組み込まれており,現代的なリズムの音楽の特徴を捉えやすいストリート系ダンスのステップ[6)]は,“現代的なリズムのダンス”授業を実施するうえで有用であるともいえる.ゆえに、ストリート系ダンスのステップを用いた授業も学習指導要領に記載された内容解釈の範囲内[7)]といえるのではないか.

また,松尾ら(2013)の研究では,「学習指導要領解説が示す自由な運動学習」と「定型の運動習得学習」の論争を経て,必修後ではお互いが歩み寄っている実態が明らかとなった.

さらに,大西ら(2016)の研究では,松尾ら(2013)の研究で明らかになった「自由な運動学習」と「定型の運動学習」の論争を,3つに類型化している.2 つの先行研究で整理された“現代的なリズムのダンス”における指導内容を「自由度」という観点から整理すると,以下に示す表 2 のようになる.

表 2 自由度からみた“現代的なリズムのダンス”指導内容の傾向(筆者作成)

	自由度なし	自由度低	自由度中	自由度高
松尾ら(2013)	定型の運動学習	定型の運動学習＋組み合わせ	自由の中に定型を組み込む	自由な運動学習
大西ら(2016)	既存の動きや振付		既存の動きや振付を工夫、創作	即興的で自由な動き

まず,原則として自由に踊る部分が排除された「定型の運動学習」「既存の動きや振付」が挙げられる.「リズム系ダンスの指導においても『自由』に踊らせることは現場では嫌厭とされ」(大西ら, 2016, p.38)という指摘があることから,“現代的なリズムのダンス”指導経験が浅い教師にとっては導入しやすい指導内容と推測される.

次に,既存の動きをいくつか習得したうえで,順番を並べ替えるなどの工夫を行う「定型の運動学習＋組み合わせ」が挙げられる.自ら即興的に動きを創作するわけではないため,学習指導要領に記載されている「変化のある動きを組み合わせて」という部分を反映させた指導内容と推測される.

つづいて,既存の動きを習得しつつ,自由に踊る部分を持ち合わせた「既存の動きや振付を工夫,創作」「自由の中に定型を組み込む」が挙げられる.「工夫,創作」とは「空間や時間の要素を加え創作して踊る」「予め準備しておいた振り付けの中に学習者が自由に踊ってよい部分を設けている」方法(大西ら, 2016, p.38)であり,既存の動きを中心としつつ自由に踊る部分を設けた指導内容である.一方,「自由の中に定型を組み込む」は動きを教師がリードしつつ生徒とともに創作する指導内容である.

最後に,即興的に動きを生み出していく「自由な運動学習」「即興的で自由な動き」が挙げられる.この指導内容は,創作ダンスの指導は自由であるがゆえに難しい(原田, 2002;伊藤ら, 2000)という指摘と重なる点がある.ゆえに,生徒の積極的な創作活動に授業内容が左右されることから難易度が高い指導内容であると推測される.

2. 教授方略に関する研究動向

緒言で述べたように,“現代的なリズムのダンス”は学習指導要領の解釈に余地があると考えられている.そして,松尾ら(2013),大西ら(2016)の研究では,学習指導要領および学習指導要領解説の内,特に「自由に踊る」という部分に対する解釈が多様となっている.よって,まず“現代的なリズムのダンス”授業における教授方略の内,「自由に踊る」という部分に関連する先行研究を改めて整理する.そして,学習指導要領を分析視点として,先行研究が「自由に踊る」という部分に対しどのように解釈しているかを比較し,問題点を抽出する.

まず,「自由に踊る」という部分に着目している先行研究を整理する.解釈が多様である「自由に踊る」については,実際に様々な視点から研究が行われている.ここでは,「1.“現代的なリズムのダンス”の定義と動向」における松尾ら(2013)で整理された授業実践研究に加え,学術論文・学会発表として「自由に踊る」に着目し,教授方略の内容まで言及した研究を整理する.そして,これまでの研究で指摘された内容をふまえて,自由に踊るという概念に対する解釈を再検討する.

『女子体育』では,1999 年に選択科目として“現代的なリズムのダンス”が追加される前後から,数多くの授業実践研究が紹介されている.本研究では,数多くの授業実践研究,学術論文・学会発表の内,「自由に踊る」という部分に言及している研究を抽出し整理した(表3).

表 3 「自由に踊る」に関連する先行研究一覧(筆者作成)

「自由に踊る」の解釈	著者	発行年	概要
模倣・組み合わせ型	浅野ら	2011	「ヒップホップの動きを元にした基本ステップ」を習得し、「動きを自由に組み合わせる」
	宮本	2014	ケンケンパーを使ったステップを用い、パー・チョキ・ケンを組み合わせたり並べ替えたりする
	秋山	2015	決められた簡単な動きの組み合わせ
模倣・変化型	宮本	2001	事前に動きを生徒に教えたうえで、「『自分の好きな方向に脚と上半身を四回大きく踏み出す』で生徒の創意を少し入れ」る
	山口ら	2008	ボディクラップなど事前に動きを生徒に教えたうえで、グループワークで表現したいテーマを考えさせる
	太田	2013	事前に動きを生徒に教えたうえで「移動の動きが加わったり、動きに高低の差をつけたりするような動きを変化させる」
	望月ら	2013	事前にステップを生徒に教えたうえで「既存の動きに変化を加える」として創作させる
相互模倣型	宮本	1999	「お互いの出した動きを交互にまねしあい、踊り続ける」
	太田	2003	先生の真似をして踊る・リーダーの動きを真似して踊る
	中村	2007	見せ合い・まねしあい
	林	2008	教師のリードによる模倣の後、二人組による教え合い・まねしあい
	村田	2008	教師がリードして踊った後、二人組による教え合い・まねしあい
	太田	2009	教師のリードによる模倣の後、二人組による教え合い・まねしあい
	種山	2010	4～6人のグループリーダーを作りリーダーの真似をしながら自由に踊る
	福田	2012	3人組を作りリーダーの真似をする＋動きのヒントになる活用カード
	田村	2013	友達の真似をして踊る
	中村ら	2013	リーダーの動きを真似する中で創作する
	中村	2015	リーダーの動きを真似する中で創作する
複合型	田村	1992	リズムダンスと創作ダンスを実施
	川村	2009	リズムダンス・創作ダンス・フォークダンスを実施
	川村	2013	リズムダンスと創作ダンスを実施
	君和田	2015	リズムダンスと創作ダンスを実施

先行研究を整理した結果,“現代的なリズムのダンス”の教授方略は「自由に踊る」という部分の解釈によって大きく「複合型」「模倣・変化型」「模倣・組み合わせ型」「相互模倣型」という 4 種類に大別できると考えられる.

「模倣・組み合わせ型」は,事前に教師による一斉指導などで覚えた動きを,順番を並べ替えるなど組み合わせることから「自由に踊る」を担保している教授方略となっている.他の教授方略と異なり生徒自らが新しい動きを創出する授業は重視されておらず,ステップの習得や動き続けることなど「踊る」を重視していると判断できる.

「模倣・変化型」は,事前に教師による一斉指導などで動きを教えた後に,その動きを変化させることで「自由に踊る」を担保させる教授方略となっている.「動き」に関しては4つくらいの動き(宮本, 2001)と特定のステップを用いない場合や既存のステップを用いる場合(望月ら, 2013)など多岐にわたる.

「相互模倣型」は,2 人～6 人によるグループワークの中でリーダーを決め,リーダーが考えた動きを真似する中で「自由に踊る」を担保する教授方略となっている.本研究で整理した先行研究の中で最も実施されており,「複合型」である川村(2009)や「模倣・組み合わせ型」である宮本(2014)でも一部取り入れられている.

「複合型」は,一つの単元内で,“現代的なリズムのダンス”だけでなく創作ダンスやフォークダンスも実施する教授方略となっている.複数のダンスを一つの単元内で実施するため,総時間数が 12 単位時間～13 単位時間と,一般的な 8 単位時間より長い時間数が設けられている.また,創作ダン

スを実施しているため,「自由に踊る」ことに関しては,創作ダンスにおける「創作」によって担保している.「複合型」における 4 つの先行研究においては,いずれも“現代的なリズムのダンス”を始めに行ったうえで創作ダンスに入っていくという共通した特徴がみられた.この特徴は,“現代的なリズムのダンス”が「ロックのリズムは,リズムに乗って弾んで踊るので,ダンスに苦手意識を持つ生徒にも取り組みやすく,心を開放して踊ることで恥ずかしいという気持ちを取り除くきっかけになる」(川村, 2013, p.24)こともあり,導入運動として向いていることに起因する.

以上のように,「自由に踊る」という言葉に対する解釈の違いによって教授方略が異なっている実態を再整理した.「1.“現代的なリズムのダンス”の定義と研究動向」から導き出した“現代的なリズムのダンス”の分類では,「自由度なし」「自由度低」「自由度中」「自由度高」と4分類あり,そのうち「自由度なし」以外の3つが「自由に踊る」という部分を何らかの形で反映した内容になっている.今回教授方略の内容という観点から再検討した結果,さらに細かい 4 分類に分けられる可能性が考えられる.

3. 学習指導要領の解釈に関する研究動向

次に,先行研究と学習指導要領を照らし合わせる前段階として,学習指導要領に対する解釈を示す.学習指導要領は「全国のどの地域で教育を受けても,一定の水準の教育を受けられるようにするため」に「学校教育法等に基づき,各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準」である(文部科学省,2011).また,学習指導要領は告示ではあるものの,法的拘束力も認められている(学制百二十年史編集委員会).ゆえに,大枠として学校側は学習指導要領で定められた教育課程に沿って授業を行う必要がある.また,学習指導要領は,法令である学校教育法に基づき定められた政令である学校教育法施行令の下位法である.そして,省令である学校教育法施行規則の規定を根拠として定められたものである.つまり,法令そのものではないものの,通達などとならび法令に準ずるものとして取り扱われている.ゆえに,学習指導要領に記載された内容に対しては,条文と同じく多様な解釈があり,学説が存在しているという点に留意しなければならない.

学習指導要領の告示の後に公開される学習指導要領解説は,学習指導要領で示された内容がより詳細かつ明確に表され具体例も示されている.ゆえに,授業を行う教員にとっては体育授業の教科書としての意味合いもあることが述べられている(加藤, 2018).ゆえに,実際に授業を行う際に用いられる教科書は,学習指導要領に記載されている内容を解説した学習指導要領解説を参考に作成されている場合が多い [8].よって本研究では,学習指導要領で述べられた内容に対する解説である学習指導要領解説に記載されている「現代的なリズムのダンス」の内容を確認し,教授方略に関する先行研究と照らし合わせる.そして,照らし合わせからこれまで整理した教授方略を再検討し,新しい教授方略の提案を行う.

1) 中学校学習指導要領解説保健体育編(文部科学省, 2008)における「現代的なリズムのダンス」

中学校学習指導要領解説保健体育編(文部科学省, 2008)における「現代的なリズムのダンス」は,運動領域の一つである「G ダンス」の一つとして分類されている.ダンスでは大きく「技能」「態度」「知識,思考・判断」の 3 つが学習内容として求められている.

「技能」は,「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」と3つのダンスそれぞれに対応する内容が記載されている.それぞれのダンスで異なる目標が設定されており,「現代的なリズムのダンス」では使用する音楽や体幹を使った動きの特徴などが記載されている.

「態度」は,3つのダンスに共通する内容であり,「ダンスに積極的に取り組むとともに, よさを認め合おうとすること,分担した役割を果たそうとすることなどや,健康・安全に気を配ることができるようにする」と記載されている.

「知識,思考・判断」も,「態度」と同じく3つのダンスに共通する内容である.「ダンスの特性,踊りの由来と表現の仕方,関連して高まる体力などを理解し,課題に応じた運動の取り組み方を工夫でき

るようにする」と記載されており,文化としてダンスがどのように用いられてきたかや,運動としてダンスがどのように体力向上に役立つかを理解する内容である.

3つの学習内容を概観すると「技能」のみ,ダンスごとに別れており「態度」「知識,思考・判断」については,ダンスの種類に関係なく共通する学習内容であることがわかる.ゆえに,どのダンスを授業として取り扱う際も,「態度」「知識,思考・判断」で述べられている内容を反映した授業内容にする必要がある[9].

2) 「内容の取扱い」からみる学習内容

学習指導要領解説(2008)における「内容の取扱い」では,「『Gダンス』の(1)の運動については,アからウまでの中から選択して履修できるようにすること」と記載されている.つまり,創作ダンス・フォークダンス・現代的なリズムのダンスすべての授業ができる準備をしたうえで,子どもに選択させて履修させる必要がある.しかし,実際には学校側が種目を一つ選択する実態があり,事実上子どもが種目を選択することはできない(中村・浦井, 2005).

また,「態度」「知識,思考・判断」は共通項目であり,どのダンスを選択したとしても学習する内容となる.しかし,「技能」については学校が選択した種目によって異なり,子どもが学習したかった内容を学習できない事態が起こりうる.ゆえに,どの種目を選択したとしても,ダンス授業で学ぶべき「技能」の内容を反映した教授方略が必要になるとも考えられる.

3) 学習指導要領解説(2008)と先行研究における"現代的なリズムのダンス"
教授方略の比較

1), 2)における検討から,"現代的なリズムのダンス"教授方略を検証するうえでは,「共通学習内容である『態度』や『知識,思考・判断』まで反映させる必要がある」「どのダンスを選択したとしてもダンス授業で学ぶべき技能の内容を反映させる必要がある」という留意点が示唆された.3)では,前述した二つの留意点をふまえ,先行研究で取り扱われている授業実践研究と学習指導要領解説を比較し,学習指導要領解説がどの程度反映されているかを「複合型」「相互模倣型」「模倣・変化型」「模倣・組み合わせ型」という4つの分類から検証する.

まず,「複合型」では,"現代的なリズムのダンス"の他に,創作ダンスやフォークダンスも実施している.ゆえに,「態度」や「知識,思考・判断」の反映や,他のダンスにおける技能も学習することができ,1),2)から抽出された留意点を考慮した教授方略であるといえる.しかし,「複合型」で示された教授方略は,12時間～13時間と極めて長く,多くの学校で実施が困難と考えられる.また,"現代的なリズムのダンス"授業としての「知識,思考・判断」や「自由に踊る」が考慮されているわけではなく,他のダンスで学習する内容をそのまま転用している部分が存在する.よって,ひとつの"現代的なリズムのダンス"教授方略として取り扱われるかは判断が難しい.

次に,「相互模倣」では,リーダーの真似をするという方法が用いられている.しかし,リーダー自身がどのように「自由に踊る」のか言及されていない.つまり,「生徒に『自由に踊ってよい』と言ったとしても,『どのように自由に踊っていいのかわからない』となりかね」(淺野ら, 2011, p.57)ないという問題点に対し,根本的な解決には至っていないと推察される.また,1)で言及した留意点の内「知識,思考・判断」に該当する項目である「踊りの由来がわかる動作」「ダンスの名称や用語」などが反映されていない教授方略となっている.

つづいて,「模倣・変化型」では,原則として既存のステップなどを用いた模倣から始まり,動きの一部を変化させる方法(表3 模倣・変化型における概要を参照)を用いている.ゆえに,「自由に踊る」という部分においては「どのように自由に踊っていいのかわからない」(淺野ら, 2011, p.57)という問題が起きにくいと予想される.また,既存のステップを「踊りの由来がわかる動作」「ダンスの名称や用語」に反映させた動きとして採用することによって,「知識,思考・判断」に記載された内容を反映させている教授方略もみられる(望月ら, 2013).ただし,「模倣・変化型」では,与えられた動きの一部を変化させることに留まってしまうため,「多様なテーマ」

や「表したいイメージ」といった“現代的なリズムのダンス”以外の「技能」における学習内容までは反映できていない教授方略となっている.

最後に,「模倣・組み合わせ型」では,前述したとおり生徒自身が動きを創出する要素が担保されていない.また,既存のステップなど決められた動きを用いているため「踊りの由来がわかる動作」「ダンスの名称や用語」といった「知識,思考・判断」の学習内容を反映させやすいと考えられるものの,実際の教授方略では反映されていない.

以上,4つの類型からダンス教授方略の検討を行った.検討の結果,先行研究の中で,学習指導要領解説に示された内容である「技能」「態度」「知識,思考・判断」全てを網羅している教授方略はまだ見当たらないことが明らかとなった.

4. 先行研究のまとめ

“現代的なリズムのダンス”における定義と研究動向を整理した結果,定型のステップを用いて踊る「定型の運動習得学習」という自由度のない教授方略から,定型のステップはなく即興的に動きを創出する「自由な運動学習」まで存在しており,学習指導要領に対する解釈が多様であることが再確認された.そして,教授方略の先行研究を整理した結果,「自由に踊る」という部分の解釈を,「複合型」「相互模倣型」「模倣・変化型」「模倣・組み合わせ型」と類型化することができた.さらに,学習指導要領解説の再検討から,前述した4つの類型すべてにおいて何かしら学習指導要領解説の内容が反映されていないという実態がみられた.ゆえに,「知識,思考・判断」を反映し,かつ「多様なテーマ」「表したいイメージ」など「技能」において反映されていない部分を加味した教授方略を提案する必要性が示唆された.

Ⅲ.教授方略の提案

1. 新教授方略の開発における修正点

先行研究の整理と検討及び学習指導要領解説の解釈から,これまでのダンス教授方略においては「自由に踊る」の達成及び「知識,思考・判断」の不足が課題として指摘された.これらの課題を解決した教授方略を開発するために,「Ⅱ先行研究の検討」で示した実態をふまえた修正案を検討する.

はじめに,学習指導要領解説における「知識,思考・判断」の内「踊りの由来」「動きの名称」が反映されていないという実態に対しては,動きの由来が明らかでありその動作に名称がついているステップを用いることで修正を試みる.ゆえに,本稿で提案する教授方略では既存のステップを用いた内容となる.本稿で整理した先行研究の内,「踊りの由来」「動きの名称」が反映されている教授方略は望月ら(2013)が挙げられる.よって,今回は「模倣・変化型」である望月ら(2013)の教授方略をもとに,新教授方略を提案する.

表4 “現代的なリズムのダンス”教授方略(望月ら, 2013をもとに筆者作成)

	オリエンテーション	1時間目	2時間目	3時間目	4時間目
0 5	共通ストレッチ デモンストレーション	共通ストレッチ 動きの確認 デモンストレーション	共通ストレッチ 動きの確認 デモンストレーション	共通ストレッチ 動きの確認 デモンストレーション	共通ストレッチ 発表の流れ説明
6 20	動きの説明・由来の説明(ポイント＆ロック、ペイシング＆クラップ)	ポイント＆ロック、ペイシング＆クラップ (一斉指導)	ランニングマン (一斉指導)	スクービードゥ (一斉指導)	過去の技能・応用の確認
21 35	動きの説明・由来の説明(ランニングマン、スクービードゥ)	技術の応用、創作 (グループワーク)	技術の応用、創作 (グループワーク)	技術の応用、創作 (グループワーク)	グループ発表
36 45	アップ＆ダウン実践 次回内容確認	学習内容の振り返り (小発表)	学習内容の振り返り (小発表)	学習内容の振り返り (小発表)	グループ発表

望月ら(2013)が開発した教授方略では,「動きの説明・由来の説明」として動きの由来がわかり,名称がついているステップ[10]を用いており,「知識,思考・判断」を満たしている.また,一斉指導でステップを習得した上で「技術の応用,創作」としてグループワークで「自由に踊る」を担保する形式をとっている.しかし,「技術の応用,創作」は「一斉指導で学んだステップを用いるが,手の動き,顔の動き,上半身の動きなどに制限などはないので自分で考えて応用すること」(望月ら, 2013 pp.35-36)と定義されている.ここで,先行研究の検討によって示された一部の技能が反映されていないという点に言及する.具体的には,望月ら(2013)は動作を自分で考えて創作するものの,「多様なテーマ」や「表したいイメージ」が存在するわけではない.よって,本研究では「技術の応用,創作」で行う内容に修正を加える.また,望月ら(2013)では,「アップ＆ダウン実践」を,リズムの特徴を捉える手段としてオリエンテーションで行っている.しかし,リズムの取り方が説明されておらず,すぐに動作に入る内容であるため,「シンコペーション」や「アフタービート」といった学習指導要領解説に示されているリズムの特徴が学習されていない.よって,本研究ではリズムの特徴の捉え方も学習内容として追加する.

2. 新教授方略の提案

望月ら(2013)の教授方略に対する修正を検討した結果,大きく3つの箇所に変更を加えた(表 5).

1 つ目として,「リズムの特徴・捉え方の説明」が追加された.「リズムの特徴を捉え」という学習指導要領解説の内容を反映し,よりリズムの捉え方を理解しやすい教授方略に変更した.

2 つ目として,「技術の応用・創作」に「グループでテーマを選定」が追加された.ただ動きを変化させるだけでなく,グループで決めたテーマに沿って動きを変更する内容となり,「多様なテーマ」や「表したいイメージ」を用いる内容となる.また,「多様なテーマ」や「表したいイメージ」を想起する際に,用いるステップの「動きの由来」は重要な示唆となり得る.用いるステップを維持しつつ,グループで考えたテーマを反映させやすい動きとして,「ウォーターゲート」「ランニングマン」「ベビーシッター」という3つのステップを一例として提示する(表 6).

表 6 では,各ステップの由来に対し,「創作のヒント」として踊りの由来を抽象化して記載している.抽象化した表現では,「手に何かを持って右往左往している」「人が走っている」など,一定の決まりを設けたうえで,「何を持っているか」「どのように走っているか」などイメージやテーマをもって自由に創作する部分を残している.この方法は,自由に踊ってよいといってもどう踊っていいかわからない(淺野ら, 2011;宮本ら, 2012)という先行研究の指摘に対し対応しつつ,イメージやテーマをもって創作する意図がある[11].

3 つ目として,ステップの練習方法が変更された.望月ら(2013)では,授業ごとにステップを一つずつ習得し,最後にすべてのステップを用いた発表会を行っている.新教授方略を作成するにあたって,中学校体育を専門とする教員と体育科教育を専門とする大学教員と協議を行った.その結果,複数の技能を習得する教授方略を作成する際,1 単位時間にひとつの技能を習得させるよりも単元を通して複数の技能を復習しながら進める教授方略が有効であるという指摘がみられた.この指摘をふまえ,前回習得したステップを復習する方法を採用することとなり,教授方略を変更した.

表 5 “現代的なリズムのダンス”新教授方略(筆者作成)

	導入	実践			発表
0 5	共通ストレッチ 講師紹介	共通ストレッチ	共通ストレッチ	共通ストレッチ	共通ストレッチ 発表の流れ説明
6 20	リズムの特徴・捉え方の説明	ステップA 一斉指導 (由来の説明と解説)	前回ステップ復習 (一斉指導)	X種類復習 (一斉+グループ)	グループごとに練習・確認
21 35	アップ・ダウン実践	ステップB 一斉指導 (由来の説明と解説)	ステップC 一斉指導 (由来の説明と解説)	技術の応用・創作 (グループで練習)	グループ発表 見せ合い
36 45	ステップA (一斉指導さわり)	上記二つの実践 (グループごとに確認)	技術の応用・創作 (グループでテーマ選定)	グループで確認後、仮発表	グループ発表 見せ合い

表 6 「多様なテーマ」や「表したいイメージ」のヒントとなるステップ一例(ADHIP(2008)を参考に筆者作成)

ステップの名称	踊りの由来	創作のヒント
ウォーターゲート	アメリカのニクソン大統領が辞職記者会見を行う際に手に資料を持って右往左往していた様子を真似て生まれた踊り	手に何かを持って右往左往している人間の様子である →何を持っているのか？何故右往左往しているのか？
ランニングマン	映画「Running Man」(邦題：バトルランナー)において主人公が車と並走して走っている様子を真似て生まれた踊り	人が走っている様子を表現している →どのような状況で走っているのか？
ベビーシッター	赤子を抱えてあやす動きを真似て生まれた踊り	何かを抱えて揺れている人の様子を表現している →何を抱えて揺れているのか？何故揺れているのか？

以上 3 つの変更点をふまえ,本研究における新教授方略は 3 つの要素から構成される.

1 つ目は,導入部分である.具体的には,ダンスをするうえで前提知識となるリズムの特徴・捉え方を説明し,ステップを習得するうえで必要となるアップ・ダウンを実践する部分である.共通ストレッチでは,ペアまたは 3 人によるストレッチを行ったうえで,体幹部(主に胸部と腰)を動かす運動を行い,リズムをとるうえで必要となる体の動かし方を学ぶ.つづいて,リズムの特徴・捉え方の説明部分では現代的なリズムの曲がどのようなリズムで構成されているか解説したのち,生徒とともに手拍子を用いてリズムをとる練習を行う.そして,アフタービートやシンコペーションという変則的なリズムの捉え方について解説を行う.アップ・ダウンの実践では,前述したリズムの取り方をふまえて手拍子を行いながら膝を曲げ,アップ・ダウンのリズムを捉える練習を行う.その際,生徒の半分をアップのリズム,もう半分にダウンのリズムを行わせアップとダウンのリズムが明確に異なることを体感させる方法を用いる.その後,冒頭で行った共通ストレッチにおける体幹部の動かし方をふまえ,体幹部を連動させたアップ・ダウンのリズム取りに挑戦する.なお,アップとダウンのリズムは各ステップを行う際にも必要となる技能であることから毎時間ごとに復習する機会を設けることが望ましい.最後に余裕がある場合に,実際に用いるステップを一斉指導で行う.

2 つ目は,実践部分である.単元の長さによって用いるステップ数は変化すると予想されるが,一斉指導によるステップ習得と,表6に示した「踊りの由来」「創作のヒント」を用いたグループワークによる創作を行う.例えば,ランニングマンであれば何かを追いかけて走っている様子であることをヒントに

リレーにおけるバトンをつなぐ様子を表現する踊りなどが考えられる.

3 つ目は発表部分である.グループワークで練習したステップ・創作を一連の流れとして発表する.また,発表自体に慣れていない事態を想定し,実践部分にて仮発表を一度行う.仮発表の時点である程度発表の流れを掴んでおき,流れをふまえた上で本発表を行う.なお,本研究で提案した教授方略は「知識,思考・判断」における「ダンスの名称や用語」を反映していることから第 3 学年を想定している.

Ⅳ.まとめと課題

本研究の目的は,中学校学習指導要領及び学習指導要領解説保健体育編に示されている"現代的なリズムのダンス"授業に関する解釈を整理し問題点を明らかにした上で,新たな教授方略を提案することであった.当該目的に対する結論は,以下のとおりである.

1. これまでの"現代的なリズムのダンス"における教授方略では,「自由に踊る」という部分に対する解釈が複数あり,「模倣型」「模倣・組み合わせ型」「模倣・変化型」「相互模倣型」の 4 つに分類することができる
2. 過去の"現代的なリズムのダンス"教授方略を検討した結果,学習指導要領解説における「知識,思考・判断」の内「踊りの由来」「動きの名称」が反映されておらず,「技能」の内「多様なテーマ」「表したいイメージ」が反映されていない.ゆえに,すべての要素を網羅した教授方略は見当たらなかった
3. 新しい教授方略として,既存のステップを用いることにより「踊りの由来」「動きの名称」を反映させたうえで,「踊りの由来」を抽象化した表現により一定の決まりを設けたうえでテーマやイメージをもって創作する方法を提案した

本研究の課題として,結論に示した教授方略の妥当性が検証されていないことが挙げられる.特に,本研究で提示した教授方略を,現場の体育教師がどこまで実践できるかという点については判断がつかず,論理的には学習指導要領解説に記載された内容を反映していても実践が困難である可能性が考えられる.また,課題をふまえた今後の展望として,本研究で提案した教授方略の実践研究を実施することが必要と考えられる.実践に際しては,どのような環境を整えることで円滑に授業が実施できるか検討したうえで,形成的授業評価や診断的・総括的授業評価などの授業評価指標を用いた分析が求められる.

注

1) 教授方略について,長谷川ら(1991, p.145)は「明確な定義があるわけではない」としたうえで,「目標の設定が前提にされている」「その目標を達成するために操作できる重要な要因は教材構成とコミュニケーション活動の組織である」「それらの時間配分を考慮しての順序性がみられる」という特徴を述べている.本研究では,学習指導要領という目標の設定が前提にある学校体育のダンスにおいて,教師側の指導方法・指導内容が定まっていないという課題を提示している.よって,教育心理学などの領域で多く用いられている学習方略ではなく,教授方略という表現を用いた.なお,学習方略とは学習効果を高めることを目的として意図的に行う活動(辰野, 1997)であり,学習者が提示された課題を反復して暗記する方法や与えられた情報をグループ化,階層化するなど学習者側が学習の間に何をするか検討するものである.ゆえに,本研究で論じる教師側が教授の間に何をするかという教授方略とは意味が異なる.

2) 教授方略上の問題が発生する要因として,以下に示す2点が考えられる.第一の要因として「教材研究の機会が不十分」(中村・浦井, 2005, p.18)であり,「研修・研究の時間がとれない」(中村, 2010, p.482)という教師の授業研究環境が挙げられる.その結果,ダンス授業を行っている教師は「知識不足に対する不安」「指導経験不足に対する不安」「授業構成に対する不安」「生徒に対する不安」「指導法に対する不安」と5つの不安要素を抱えていることが指摘されている (山口ら, 2015, p.310).一例として「現代的なリズムのダンス

は,専門的なステップが教えられるか(子どもの方がうまい)」(山崎, 2013, p.76)などがある.つまり,ダンス授業に対する不安がありつつも習得する機会や時間がないという授業研究環境から,学習目標に到達していない授業が行われる実態があると考えられる.第二の要因として,ダンスと武道が男女別修で行われた時代が長く続いたことが考えられる.「女性の体育の先生は学校に一人で,男性の体育の先生は複数配置されている」(佐々ら, 2010, p.13)実態がある中,「体育・スポーツ分野においては男性指導者が圧倒的多数であり,そのほとんどが学校教育においてダンスを体験する機会はなかった」(中村ら, 2014, p.232)ため,ダンスを指導できる教師が少ないと推測される.そして,創作ダンスやフォークダンスと比較して導入が遅い"現代的なリズムのダンス"は,特に指導経験が少ないと考えられる.

3) 詳細についてはⅡ.先行研究の検討において解説を行う.

4) 既存の動きとは「例えば,ボックスステップやランニングマン」(大西ら, 2016, p.38)といったステップが挙げられている。また,「振付」とは「教師が予め準備している振り付け」である.大西ら(2016)が既存の動きと振り付けという用語を分けて解説していることから,二つの用語は別の意味を指していると推測される.大西ら(2016)の研究において振付を用いていると分類した研究の一つとして内山ら(2013)があり,論文内に記載されている指導案では教師のリードによる複数ステップを習得したうえで「7つの動きをつないだコンビネーションを覚える」(p.104)「3つの動きをつないだコンビネーションを覚える」(p.105)と書かれている。ゆえに,大西ら(2016)は,単一の既存の動きを複数つないで踊った状態を振付と表現していることが推測される.

5) 既存の動きや振付を創作するとは,「一定の動きの習得を先の学習とし,後にそれらにアレンジを加えたり,組み合わせたりして創作する学習」(大西ら, 2016, p.39)である.

6) 代表的なステップとして,大西ら(2016)の研究で既存の動きの例示として挙げられているほか,内山ら(2016)による"現代的なリズムのダンス"授業の研究においても指導案内に採用されているランニングマンが挙げられる.

7) 解釈の範囲内とは,ストリートダンス系のステップを用いた授業も学習指導要領に記載された内容の解釈の一つとして含めてもよいのではないかという意図を指す.

8) 学習指導要領解説とは,「内容を明確にするために同省が作成する教員向けの冊子」であり,「各出版社が教科書編集の参考にしている」(朝日新聞, 2009, p.1)実態がある.学習指導要領解説を元に作成した指導書で,教育現場において用いられている一例として「ビジュアル　新しい体育実技」(岡出ら,2011)ではリズムの特徴として学習指導要領解説に記載してある「アフタービート」「シンコペーション」などが図解入りで解説されている.

9) 特に,"現代的なリズムのダンス"においては「知識,思考・判断」に関連する学習内容があまり反映されていないといえる.例えば,学習指導要領解説(2008)において,第3学年では「ダンスの名称や用語」が記載されている."現代的なリズムのダンス"における「ダンスの名称や用語」を理解できるようにするためには,特定の踊りやステップ,リズムなどの名称を用いた授業内容にする必要がある.また,「踊りの由来」という記載内容では「様々な文化の影響を受け発展してきたことなどを理解できるようにする」と書かれていることから,"現代的なリズムのダンス"において過去に存在した特定のダンスを取り上げ,そのダンスがどのような文化に影響され発展してきたか説明できるような動きを用いる必要があると考えられる.このような実態をふまえて,細川(2014)は「指導法を検討するにあたっては,やはりヒップホップダンス等リズム系のダンスについてその歴史や文化,踊りの意味を我々はもっと学んでいかなければならない」と指摘している.

10） 望月ら(2013)で用いられている動きは,いずれも動きの由来が示されている.例えば,ランニングマンはアーノルド・シュワルツネッガー主演の「running man(日本名 バトルランナー)」の中で,シュワルツネッガーがずっと走り続けているように見える動きがあったことから生まれた動きとされている(ADHIP, 2008).

11）本研究で示したステップは一例であり,ほかのステップを用いる方法も考えられる.また,記載したステップでは当時話題となっていた映画やニュースなどで用いられた動きをヒントに作成された経緯があり,“現代的なリズムのダンス”においてもフォークダンスのような日常動作の模倣から生まれたダンスがあることを伝える意図も含まれる.そのため,発展的な学習として授業が行われている時期に話題となっている映画やアニメ,ニュースなどで用いられた動きをヒントに生徒が新たに動きを生み出すという創作活動も可能である.

参考文献

- ADHIP(2008)NEW SCHOOL DICTIONARY,DVD.
- 秋山知洋(2015)生徒が楽しみながらできるダンス授業―ICT を活用した現代的なリズムのダンス,女子体育,女子体育連盟,57(2・3),pp.28-33.
- 朝日新聞(2009 年 12 月 25 日)高校は「竹島」明記せず「中学での学習踏襲」指導要領解説書,夕刊,東京本社版,p.1.
- 淺野愛美・熊谷佳代(2011)中学校ダンス必修化に対応した「現代的なリズムのダンス」の教材開発,岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究,13,pp.55-67.
- Benesse(2012 年 7 月 5 日)ダンス必修化に中学生の 7 割が「うれしい♪」と回答！ http://benesse.jp/blog/20120705/p4.html (閲覧日 2017 年 9 月 15 日).
- 福田一敏(2012)誰でも取り組めるダンスの授業を目指して―いまこそダンスの授業の実践を―,女子体育,女子体育連盟,54(6・7),pp.22-27.
- 学制百二十年史編集委員会 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318314.htm（2015 年 6 月 22 日閲覧).
- 原田奈名子(2002)ダンスの授業づくり,高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編,体育科教育学入門,大修館書店,東京,p.220.
- 長谷川栄,布川和彦,新井孝喜(1991)授業における教授方略―「一つの花」の授業の比較分析―,日本教育方法学会紀要「教育方法学研究」,17,pp.145-152.
- 林宏美(2008)笑顔大好き―ダンス・ダンス・ダンス―,女子体育,女子体育連盟,50(3),pp.44-49.
- 細川江利子(2014)日本の舞踊教育・ダンス②中学・高等学校におけるダンス教育―この 25 年の歩み―,女子体育,女子体育連盟,56(8・9),pp.82-87.
- 伊藤美智子・岡沢祥訓・林信恵・北島順子(2000)ダンス授業における教師行動に関する研究―ダンス授業と他の体育授業との比較―,大阪体育大学紀要,31,pp.9-17.
- 加藤優(2018)「苦手な児童」と「意欲的でない児童」の指導の在り方―「小学校学習指導要領解説 体育編」を題材に―,都留文科大学研究紀要,87,pp.1-17.
- 川村由美(2013)中学校で初めて出会うダンス単元の展開―中学校 1 年生,男女共習のダンスの授業―,女子体育,女子体育連盟,55(4・5),pp.22-27.
- 川村由美(2009)男女共習でのダンス授業の取り組み―長期研修生として実践した検証授業―,女子体育,女子体育連盟,51(1),pp.20-25.
- 君和田雅子(2015)関わりを大切にした現代的なリズムのダンス―中学校 2 年生女子の実践―,女子体育,女子体育連盟,57(4・5),pp.22-27.
- 松尾千秋・高田康史・車春紅・矢野下美智子(2013)『女子体育』誌にみるリズムダンス・現代的なリズムのダンスに関する記述の動向と今後の課題,広島体育学研究,39,pp.11-24.
- 宮本香織・高岡治(2012)「現代的なリズムのダンス」における指導内容についての発生運動学的一考察,鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要,22,pp.19-27.

・宮本乙女(1999)中学校のダンス―新指導要領とダンスの学習―,女子体育,女子体育連盟,41(5),pp.41-44.
・宮本乙女(2001)中学校のダンス　やさしい「現代的リズム」の一時間,女子体育,女子体育連盟,43(2),pp.37-40.
・宮本乙女(2014)現代的なリズムのダンスの楽しい授業作り―生徒から引き出すオリジナルなダンス―,女子体育,女子体育連盟,56(6・7),pp.24-29.
・望月拓実・木村和彦(2013) 中学校体育における外部指導者導入の有効性―現代的なリズムのダンスを事例に―,早稲田大学スポーツ科学研究科修士論文.
・文部科学省(2008)中学校学習指導要領解説―保健体育編―.
・文部科学省(2011)現行学習指導要領・生きる力 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm (2015 年 6 月 22 日閲覧).
・村田芳子(2008)ダンスの世界にスイッチ・オン―リズムに酔い,表現を楽しむ―,女子体育,女子体育連盟,50(7・8),pp.78-81.
・村田芳子・松本昌代(2004)生涯学習に向けた「リズムダンス」・「現代的なリズムのダンス」の学習指導に関する縦断的研究,日本女子体育連盟学術研究,21,pp.21-44.
・中村和美(2007)仲間とかかわりながら動きを見つけるダンスの授業―交流会を生かしたダンスの授業―,女子体育,女子体育連盟,49(9),pp.20-25.
・中村恭子(2015)足ジャンケンからヒップホップへロックのリズムで「8・8・16・止・止」―動きやリズムに変化をつけて,ひとまとまりのフレーズで踊る―,女子体育,女子体育連盟,57(8・9),pp.68-73.
・中村恭子(2010)中学校体育全領域必修化に伴うダンス授業の変容と展望―東京都公立中学校を対象とした調査から―,順天堂スポーツ健康科学研究,1(16),pp.472-485.
・中村恭子(2012)移行期のアンケート調査から見えてきたダンス教育の展望と課題,体育科教育60(2),pp.18-21.
・中村恭子(2013)日本のダンス教育の変遷と中学校における男女必修化の課題,スポーツ社会学研究,21(1),pp.37-51.
・中村恭子・宮本乙女・中村なおみ(2013)現代的なリズムのダンスの学習内容および学習方法の違いが学生の授業評価に及ぼす影響,第 64 回日本体育学会発表資料.
・中村恭子・浦井孝夫(2005)ダンス領域内の種目採択に影響を及ぼす要因の検討―創作ダンスと現代的なリズムのダンスの比較―,順天堂大学スポーツ健康科学研究,9,pp.11-20.
・中村なおみ・内田匡宏・宮本乙女・中村恭子・布施典子・坂上香苗(2014)中学・高等学校におけるダンス教育推進に向けての調査及び取り組みについての研究,SSFスポーツ政策研究3(1),pp.230-239.
・岡出美則ほか(2011)ビジュアル新しい体育実技,東京書籍株式会社,pp.278-299.
・大西祐司・三田沙織・岡出美則(2016)表現リズム遊び・リズムダンス・現代的なリズムのダンスにおける現状と課題―学習指導要領に導入されてからの文献を対象に―,びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要,13,pp.35-48.
・太田一枝(2013)中学生になって初めて取り組む現代的なリズムのダンス,女子体育,女子体育連盟,55(8・9),pp.66-71.
・太田一枝(2009)「変わる」瞬間を共有するダンスの授業―本気になるからだ―,女子体育,女子体育連盟,51(4),pp.20-25.
・太田一枝(2003)「空間をくずす」からはじめるダンスの授業―現代的なリズムのダンスの授業実践から―,女子体育,女子体育連盟,45(9),pp.10-15.
・佐々京香・入口豊・輪田真理・山科英恵(2010)女性の職業としての体育教師に関する事例的研究(Ⅰ),大阪体育大学紀要,第Ⅳ部門,59(1),pp.13-26.
・相馬秀美(2011)月刊誌『体育科教育』から探る今日の舞踊教育の現状,遠藤保子ほか編　舞

踊学の現在　芸術・民族・教育からのアプローチ,文理閣,京都,pp.263-276.
・田村育恵(1992)男女共習によるダンス学習の試み―リズムダンスと創作ダンスの組み合わせ単元で―,女子体育,日本女子体育連盟,34(1),pp.30-33.
・田村新一(2013)現代的なリズムのダンスの実践から―思考・判断を評価するための授業を通して―,女子体育,女子体育連盟,55(6・7),pp.22-27.
・種山由貴子(2010)仲間とかかわり合い,笑顔があふれるダンスの授業を目指して,女子体育,女子体育連盟,52(4),pp.20-25.
・辰野千尋(1997)学習方略の心理学―賢い学習者の育て方―,図書文化.
・内山須美子・松尾健太・奥山美希(2013)ダンスの学習動機づけに関するテキストマイニング分析―中学生の「現代的なリズムのダンス」の授業を事例として―,白鵬大学教育学部論集,7(1),pp.71-108.
・山口英司・津守真治・海野勇三(2008)中学校体育科におけるボディパーカッション教材による実践の試み―男女共習による『現代的なリズムのダンス』の実践事例として―,山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要,26,pp.137-145.
・山口莉奈・正田悠・鈴木紀子・阪田真紀子(2015)ダンス必修化に伴う不安構造の分析,日本認知学会第32回大会,pp.309-312.
・山崎朱音(2013)ダンス授業実践に向けた実技研修の在り方―静岡県内中学校教員のダンス授業の実施状況の把握を通して―,静岡大学教育実践総合研究センター紀要,21,pp.73-81.